

令和3年8月4日

関係各位

石垣市教育委員会  
教育部長 天久朝市  
(公印省略)

石垣市児童生徒の市外派遣に関するサポート事業の実施について（通知）

みだしのことについて、本事業は、石垣市内の県立学校、市立小中学校及び私立学校に在籍する児童生徒が、市外及び県外で開催される運動競技若しくは文化的活動の大会等に派遣される場合又は県選抜選手として市外で行われる合同練習等に参加する場合に実施している派遣費補助事業を補完するものとして、大会等の主催者が新型コロナウイルス感染症の影響により大会等を延期又は中止の判断をしたことに伴い、事前購入した航空運賃又はホテルパック料金を変更、取消しをする際に発生するキャンセル料金を全額補助することを目的とし、令和3年度に限り実施するものです。

ただし、本事業は派遣費補助事業の対象となる大会等へ参加することを前提として実施する事業であるため、派遣費補助事業の申請も行う必要があります。提出書類をご確認の上、申請手続き等について遺漏なきよう留意願います。

記

適用日：令和3年5月1日  
実施期間：令和3年5月1日～令和4年3月31日  
補助交付額：キャンセル料金の実費負担額  
補助金交付要綱：別紙のとおり  
申請手続き：別紙のとおり

石垣市教育委員会  
教育総務課：村山・慶田城  
TEL:87-5076

## 派遣費サポート事業 提出書類一覧

1. サポート事業補助金交付申請書
2. 領収証（キャンセル料支払分）
3. 大会等の延期又は中止が分かるもの（大会等主催者通知文書（写し）、ホームページの告知ページ等）
4. 請求書
5. 委任状（必要な場合のみ）

※派遣費補助事業の申請をしていない場合は下記の書類を添え派遣費補助事業の申請も併せてお願いします。

1. 補助金等交付申請書（選手派遣費補助金用）
2. 予算書
3. 大会要項
4. 大会申込書

## 石垣市児童生徒の市外派遣に関するサポート事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市内の県立学校、市立小中学校及び私立学校に在籍する児童生徒(以下「児童生徒」という。)が、学校教育活動又は社会教育活動の一環として、市外及び県外で開催される運動競技若しくは文化的活動の大会、コンクール、コンテスト(以下「大会等」という。)に派遣される場合及び県選抜選手として市外で行われる合同練習等(以下「合同練習等」という。)に参加する場合に事前に購入した経費(渡航費又はホテルパックに限る。)について、新型コロナウイルス感染症の影響により大会等又は合同練習等が延期又は中止となったことに伴い発生するキャンセル料に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金交付の対象者)

第2条 補助の対象となるものは、沖縄振興特別推進交付金による石垣市児童生徒の市外派遣に関する補助金交付要綱(平成24年石垣市教育委員会告示第13号)第2条の規定に該当し同要綱第4条に基づき申請を行なった者又は石垣市児童生徒の年度末時期の市外派遣に関する補助金交付要綱(平成30年石垣市教育委員会告示第1号)第2条の規定に該当し同要綱第4条に基づき申請を行った者とする。

### (補助額)

第3条 補助金の額については、大会等又は合同練習等への参加申込みを行い、前条に規定する申請を行った後、新型コロナウイルス感染症の影響により大会等又は合同練習等が延期又は中止になったことを理由として、事前に購入した航空運賃又はホテルパックを解約したことにより発生するキャンセル料金の自己負担額とする。

### (補助金の申請及び実績報告)

第4条 補助金の申請及び実績報告等に関する手続は、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるところにより、各小中学校、各県立学校、学校教育団体又は社会教育団体を通して行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定めるもののほか、教育委員会が定める期日までに関係書類を添えて提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、規則に定めるもののほか、教育委員会が定める期日までに関係書類を添えて提出しなければならない。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年5月1日から適用する。